

東京三弁護士会多摩支部
送信先FAX042-548-3808

法教育授業申込書

東京三弁護士会多摩支部 宛

申込日 年 月 日
お名前 _____

下記のとおり、法教育授業を実施したいので、講師の弁護士派遣を希望します。

項目	<input type="checkbox"/> いじめ予防授業	<input type="checkbox"/> 憲法	<input type="checkbox"/> 刑事裁判傍聴
	<input type="checkbox"/> デートDV	<input type="checkbox"/> 職業紹介	<input type="checkbox"/> 少年非行
	<input type="checkbox"/> 中学3年生向けプログラム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
希望日時	第1希望	年 月 日 ()	
		午前・午後	時 分～ 時 分
	第2希望	年 月 日 ()	
		午前・午後	時 分～ 時 分
	★第1希望日記載のみでも可		
テーマ	★上記の項目に☑を付けた上で、具体的テーマと内容をご記入ください。		
学校名			
学年・人数	年	人	クラス(別・合同)
所在地		最寄駅	駅
TEL・FAX	TEL	FAX	
担当者名	お名前	担当科目	
メールアドレス	@		
連絡事項			
講師費用	ご予算 円 ※ 費用のご準備が難しい場合はご相談ください。		

★希望日に応じられない場合もあります。その際は調整させていただきます。

【問合せ先】 〒190-0014 東京都立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル2階

東京三弁護士会多摩支部 TEL042-548-3800 FAX042-548-3808



東京三弁護士会多摩支部

法教育プログラム

弁護士による出張授業を行います



お申し込み・お問い合わせ

全てのプログラムについて、年間を通じて受け付けております。

* 申込書(裏面参照)に必要事項をご記入の上、FAXでお申し込みください。

担当者からご連絡をさせていただきます。

東京三弁護士会多摩支部

〒190-0014 東京都立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル2階

TEL: 042-548-3800 / FAX: 042-548-3808

HP: <http://www.tama-b.com/>

中学3年生向けプログラム

卒業期を迎える中学3年生を対象とした特別の法教育プログラムを用意しました。高校進学や社会に出るなど、様々な法律問題に直面する生徒に必要な法律知識や考え方などを学べる内容となっています。

メニューから希望するテーマを選んでいただき(複数可)、所定の授業時間の中で、弁護士がポイントなどを使ってわかりやすくお話しします。ぜひ、ご活用ください。(※1つのテーマのみで50分でも、3つのテーマで15分ずつ計45分でも対応します。例えば、「刑事裁判」と「少年事件」の2つのテーマを、50分の授業内で各テーマ25分ずつお話しすることも可能です)。

1.【刑事裁判ー裁判員となる皆さんへ】

「刑事裁判」と聞いても、自分とは無縁な遠い世界の出来事のように感じるかもしれません。しかし、平成21年からスタートした裁判員裁判制度によって、国民が裁判員として刑事裁判に参加することとなり、生徒もいずれはこの国の司法の担い手として役割を果たさなければなりません。そのために、刑事裁判に関する基礎的な知識を学んでおくことは、今後の社会生活を送るうえでも有意義です。この授業では、刑事裁判の内容や諸原則、保障される人権と弁護人の役割などについて、弁護士が分かり易く解説します。

2.【少年事件ー少年法を正しく学ぼう】

テレビや新聞、インターネットなどで「少年非行」が報道される場合、事件の凶悪性ばかりが強調される傾向にあります。しかし、少年法が、なぜ少年について成人と異なる扱いをしているのか、少年が実際にどのような手続きを経てどのような処分を受けるのかについては、あまり知られていません。この授業では、少年事件の仕組みや少年審判の手続きの流れ、弁護士の果たす役割(付添人)などについて、弁護士が分かり易く解説します。

3.【労働のルールー働き始める皆さんへ】

中学生は、卒業後すぐに就職をする人もいれば、高校生や大学生になってアルバイトを始める人もいます。働くことをめぐる法律(労働法など)は、生徒のこれからの生活に密着しており、全ての人が知っておくべき重要なルールです。しかし、実社会では、「ブラック企業」と呼ばれるような、労働者の無知に付け込み、労働法を守らずに働かせる会社も存在します。労働法の基本的な内容を知ることが、自分の身を守るためにも極めて重要です。この授業では、労働者に認められる権利や労働法におけるルール、ブラック企業から身を守る方法などについて、弁護士が分かり易く解説します。

4.【18歳の選挙権ーあなたの1票を考えよう】

公職選挙法の改正により、18歳から選挙権を持つこととなりました。しかし、選挙における投票率の低さ、とりわけ若者の投票率の低さは大きな社会問題となっており、若者の政治に対する関心を高めるためにも、主権者教育の重要性が指摘されているところです。この授業では、卒業後、数年で18歳を迎える生徒に、憲法の定める民主的國家の仕組みの中で選挙の果たす役割や、国民主権の担い手として票を投じることの意義・重要性などを、弁護士の立場からわかりやすく解説します。

5.【消費者被害に遭わないために】

中学校を卒業すると、活動範囲の広がりに伴い、生徒自らが「消費者」として取引をする場面も増えていきます。しかし、膨大な取引の中には、消費者の無知や窮状につけ込む悪徳業者も多く、依然として消費者被害の報道は絶えません。特に今は、スマートフォンやパソコンでインターネットを利用した取引が手軽にできて便利な反面、それを悪用した架空請求などでトラブルに巻き込まれる例もあります。この授業では、具体的な消費者トラブルの例を挙げながら、消費者被害に遭わないための基本的な知識や対処方法、相談機関などを説明します。

6.【ネットトラブルー被害者にも加害者にもならないために】

いまやパソコンや携帯電話・スマートフォンは生活必需品となっており、ゲーム機を含め、あらゆる機器がインターネットに接続できます。これにより生活が飛躍的に便利になっている一方で、インターネット上には不確かな情報や危険な情報も多く出回っており、また、自分がそのような情報の発信者となってしまうこともあり、注意して利用しなければなりません。この授業では、インターネットを利用するにあたり、気を付けなければ自分が人に迷惑をかけてしまったり、巻き込まれたりしがちなトラブルについて、法的な視点を踏まえて、事例を用いて考えてもらいます。

○ いじめ予防授業

【対象】小学5年生～中学生

「いじめ」は、どの子も関わる可能性のある最も身近な人権侵害です。いじめによって尊い命が奪われる痛ましい事件が起きる度に社会の関心が高まりながら、依然として深刻ないじめ被害はなくなりません。この授業では、いじめの事件に交渉や裁判で携わることのある弁護士が、実際におきたいじめ自殺事件などを題材に、「いじめ」について人権の観点から解説し、子どもと一緒にいじめを予防する方法を考えます。

【授業形態】 弁護士による解説。
1～2コマ。※1コマあたり45分～50分程度

【授業構成】 ①いじめと「人権」の関係
(一例) ②いじめられる側が悪いのか?(許されるいじめはない)
③実際のいじめ自殺の事例を通して考える
④いじめを受けた人の心を知る-コップの水に例えて-
⑤いじめの四層構造
-「傍観者」にいじめを止める力があること-

○ 憲法を学ぶ授業

【対象】小学5年生～中学生

日本国憲法には、全ての人の人権が守られることや、そのための国の仕組みが定められています。この授業では、憲法や人権の意義を踏まえたうえで、学ぶことやいじめられないことなど身近な例から人権を考えていきます。実際の裁判例(例えば、報道等で話題になる人種差別やえん罪など)を題材に、憲法の観点からお話ができるのは弁護士ならではのものです。

【授業形態】 弁護士による解説。
1～2コマ。※1コマあたり45分～50分程度

【授業構成】 ①憲法ってなんだろうー法律との違い
(一例) ②「人権を保障する」ことの意味-人権と権利・義務-
③自由であることと平等であること-みんな違っていい
④私たちの毎日と人権
(学ぶこと、働くこと、暮らすこと、安心できること)
⑤人権を守るためのしくみ-民主主義、平和主義-

○ 刑事裁判傍聴

【対象】中学生以上(小学校高学年はご相談ください)

弁護士と一緒に刑事裁判を傍聴しませんか。傍聴にあたり、事前に刑事裁判の手続きをわかりやすく説明し、その後に実際の裁判を傍聴します。刑事裁判の傍聴を通じて、司法制度について理解するとともに、事実を異なる角度から検証することの大切さも学ぶことができます。傍聴後は、弁護士が、刑事裁判や弁護士の仕事について、皆さんからの質問にお答えします。

【実施形態】 東京地方裁判所立川支部(最寄駅:高松駅)における刑事裁判傍聴及び弁護士による解説。
(一例) 月～金曜日(祝日を除く)で、2～3時間程度。

【講師】 弁護士1～2名。

○ デートDV

【対象】中学3年生～高校生

DV(ドメスティックバイオレンス)は夫婦だけの問題ではなく、若い人たちの中での恋人関係での暴力(デートDV)も深刻な問題となっています。加害者や被害者にならないためには、性に関する人権感覚を育み、相手を傷つけず互いに尊重し合える「対等な関係」を築く方法を知ることが必要です。この授業では、「人権」や「性の平等」の観点からデートDVとは何か、「対等な関係」を築く上で不可欠なセクシュアル・コンセンストについてお話しします。「JKビジネス」、「自撮り被害」など中高生に身近な危険について触れることもできますのでご相談ください。

【授業形態】 弁護士による解説。
原則2コマ。※1コマあたり45分～50分程度
1コマからでも対応可です。(ご相談ください)

○ 少年事件を学ぶ授業

【対象】中学生～高校生

マスメディアの「少年事件」の報道は、事件の凶悪性ばかり強調される傾向にあります。犯罪は被害者の人権を侵害するものですが、他方で事件を起こす少年の背景にも虐待や経済的困窮、交友関係の不良など、様々な人権にかかわる問題が潜んでいます。家庭裁判所の少年審判は、少年の更生と健全育成を目指し、弁護士は「付添人」として少年の立ち直りをサポートしますが、実際の少年審判の手続や処遇、弁護士の役割などはあまり知られていません。

この授業では、少年事件の経験豊富な弁護士が、少年非行の背景や更生に向けた取組みなどを説明します。子どもたちが少年犯罪に関する正しい知識を身につけることで、少年非行の予防に役立ててもらいます。

【授業形態】 弁護士による解説。
1～2コマ。※1コマあたり45分～50分程度
クラス授業・全体授業どちらも可です。(ご相談ください)

【授業構成】 ①少年事件とは-少年法や子どもの人権の解説-
(一例) ②少年事件はどう進むか-手続の流れの解説-
③付添人弁護士ってなに?
-少年事件における弁護士の役割-
④講師の具体的経験に基づいたケース紹介など

○ 弁護士の仕事を学ぶ授業(職業紹介)

【対象】小学5年生～中学生

「弁護士」がどのような仕事をしているか知っていますか。ドラマでは、警察署で被疑者と面会したり、法廷で証人を尋問する場面などがクローズアップされますが、これらは弁護士の仕事のごく一部です。実際の弁護士の取り扱う内容は広く、暮らしのちょっとしたトラブル、例えば交通事故や悪徳商法の被害、職場の労働条件、借金の整理、遺言や相続など、様々な場面で弁護士の法的なサポートが役立ちます。この授業では、弁護士の使命や仕事の様子、取り扱う事件などを、わかりやすく説明し、弁護士をもっと身近に感じてもらいます。

【授業形態】 弁護士による解説。
1～2コマ。※1コマあたり45分～50分程度

【授業構成】 ①弁護士の使命-弁護士パッチに込められた意味とは-
(一例) ②弁護士にどんなことを頼めるのか?
③弁護士の仕事1-刑事事件を通して-
④弁護士の仕事2-民事事件を通して-
⑤弁護士の仕事3-裁判以外の仕事を通して-
⑥ある1日の弁護士のスケジュール
⑦どうすれば弁護士になれる?